

「つい」や「ちょっとだけ」が大きな事故のもと！ 就業先のルール・手順に沿った就業が大切です

令和3年度から、スーパーでの台車による事故が計3件起きています。
なぜ同様の事故が起きてしまったのか？令和4年度の事例から考えてみましょう。

事故事例① 加害者:Aさん(73歳 男性) 被害者:Bさん(74歳 女性)

スーパーで商品の荷受け担当者(Aさん)が、商品を移動する台車に商品段ボール箱4～5箱を積み、前が良く見えていない状況で後ろから押して商品を収納するバックヤードに移動していた時、売り場にいたBさんに右側後方から激突した。

→Bさんは左側前方に転倒し、大腿骨を骨折した。

事故事例② 加害者:Cさん(76歳 男性) 被害者:Dさん(82歳 女性)

スーパーのバックヤードで、Cさんが荷物の載った台車を後ろから押して移動させたところ、前が見えておらず、台車前を歩いていたDさんの左足首に台車が衝突した。

→Dさんは左足首を裂傷し、5針縫合するケガをした。



事故を起こした際に使用していた台車(イメージ)

2つの事例に共通するポイント

ポイント その1

前方が見えない状態で、後方から押していた

ポイント その2

「前方が確認できるよう、台車は必ず前から引く」という**派遣先のルールが守れていなかった**

どちらの事例も、基本的なルールを守っていれば防げた事故かもしれません。

もちろん、スーパー以外での就業でも、事故を起こさないように注意することは大変重要です。

【労働安全衛生法 第4条】には、労働者の責務について下記のとおり定められています。

労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。

つまり！

派遣先の指示・ルールを守って就業し、労働災害の防止に努めることは**労働者の義務**なのです。

雇用関係のない「請負・委任」と異なり、雇用関係のもと働く「派遣事業」では、雇用する愛知県シルバー人材センター連合会(名古屋市シルバー人材センター)やそれぞれの派遣先の指示・ルールに従って就業する必要があります。

裏面で、会員が守るべき事項がまとめられている「派遣労働会員就業規則」(一部抜粋)を再認識し、自分自身の就業について確認しましょう。

裏面に続きます

派遣労働会員就業規則

会員が守るべき事項(一部抜粋)

- ◆自己の都合により派遣労働契約の終了を申し出るときは、少なくとも30日前までに口頭、又は文書で連合会に申し出なければならない。

急な退職は、派遣先に多大な迷惑がかかります。緊急でない限り、早めに申し出るようにしましょう。

- ◆派遣労働会員は、この規則及び連合会があらかじめ明示する労働条件通知書兼就業条件明示書に記載された就業条件に従って就業しなければならない。

自身が働く内容と、就業条件が一致していない場合は、派遣先との契約条件の見直しが必要になります。すぐに支部の担当者へ相談してください。

- ◆派遣労働会員は、派遣先責任者又は直接の指揮命令者の指揮に従わなければならない。

- ◆この規則及び連合会並びに派遣先の指示命令を遵守して、自己の職務を正確かつ迅速に処理し、常にその効率を図り、業務の改善に積極的であること。

事故を防ぐためにも、規則・ルールを守って就業することは必須です。自身の就業先のルールや仕事のやり方に危険がないかを再確認しましょう。

- ◆派遣先の就業に関する規定を尊重し、所定終業時刻以降は、承認又は指示を受けたときを除き速やかに退勤すること。

自分の判断で時間外勤務（残業）をしてはいけません。また、派遣先からお願いされても、週20時間以上は就業してはいけません。

- ◆常に健康に留意し、清潔感のある態度をもって誠実に勤務すること。
- ◆就業中はその職場にふさわしい清潔な服装、身だしなみ等、マナーの保持に務めること。
- ◆品位、人格を保ち、挨拶、言葉づかいに十分に配慮すること。

シルバー派遣事業に限ったことではありませんが、「印象」はとても大切です。人に見られているということを意識しながら就業しましょう。

「連合会」とは・・・シルバー派遣事業を行う「愛知県シルバー人材センター連合会」のことです。その中で、名古屋市シルバー人材センターは「名古屋事務所」として派遣事業を担っています。

名古屋市シルバー人材センター 安全標語

『安全は 自分自身の 自覚から』